

議案第70号

天理市個人情報保護条例の一部改正について

天理市個人情報保護条例の一部を次のように改正しようとする。

平成20年12月4日提出

天理市長 南 佳 策

天理市個人情報保護条例の一部を改正する条例

天理市個人情報保護条例（平成15年12月天理市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項第1号中「統計法（昭和22年法律第18号）第2条に規定する指定統計」を「統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計」に改め、同項第2号中「第8条第1項」を「第24条第1項」に改め、同項第3号を次のように改める。

（3） 統計法第27条第2項の規定により総務大臣から提供を受けた事業所母
集団データベースに含まれる個人情報

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。